

西予市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年5月25日(月)午後1時30分

2. 開催場所 西予市役所 5階大会議室

3. 出席委員 16名

議席	氏名	出席	欠席	議席	氏名	出席	欠席	議席	氏名	出席	欠席
1番	志波 豊			2番	宇都宮久幸			3番	井上 一郎		
4番	泉原 猛男			5番	上甲 好文			6番	山岡 史朗		
7番	西森真一郎			8番	上杉 和博			9番	増田 隆		
10番	末光 則男			11番	三瀬 昇			12番	和家 稔		
13番	橋本 勝			14番	河野 昌博			15番	菊池マキ子		
16番	清家 純一			17番	五藤 忍			18番	沖野 泰		
19番	高岡 常夫			20番	井関 吉博	-	-	21番	武田 孝司	-	-
22番	平野 治	-	-	23番	柴田 翔	-	-	24番	西本 定義	-	-
25番	福井 純一	-	-	26番	金寄 長志	-	-	27番	大久保 卓	-	-
28番	宇都宮文隆	-	-	29番	谷口 誠	-	-	30番	松末 正	-	-
31番	平井 一清	-	-	32番	山内 正紀	-	-	33番	松浦 榮喜	-	-
34番	宇都宮幸紀	-	-	35番	越智 三英	-	-	36番	川上 栄子	-	-
37番	三好三智男	-	-	38番	松本 薫	-	-				

4. 欠席委員 3名

3番 井上一郎 5番 上甲好文 18番 沖野 泰

5. 議事日程

- 日程第1 議事録署名委員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 報告第21号 農地等の賃貸借権及び使用貸借権の合意解約について
- 日程第4 報告第22号 農地法第3条の規定による許可申請の取下げについて
- 日程第5 報告第23号 西予農業振興地域整備計画の変更について
- 日程第6 議案第23号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第7 議案第24号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 日程第8 議案第25号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第9 議案第26号 農地転用事業計画変更による承認申請について
- 日程第10 議案第27号 農用地利用集積計画の決定について
- 日程第11 議案第28号 農用地利用配分計画(案)について
- 日程第12 議案第29号 農地移動適正化あっせん委員の指名について
- 日程第13 議案第30号 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について
- 日程第14 議案第31号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について

6. 出席した事務局職員

事務局長 兵頭 健二 事務局次長 和氣 右記
 農地係長 橋本 欽司 主 査 梶原 千生

7. 会議の概要

局長	ただ今から令和2年5月の定例総会を開会いたします。それでは、開会にあたりまして、志波会長より、あいさつを申し上げます。
会長	(会長開会あいさつ)
局長	それでは、議事に移ります。議事進行は規則により志波会長が務めます。
議長	それでは、ただ今から5月定例総会を開催いたします。本日は先月と同様、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、農業委員のみの出席で開催いたしましたので、よろしく申し上げます。また、なるべく短時間で終了したいと思いますので、スムーズな議事進行にご協力申し上げます。
議長	本日の出席委員は農業委員19名中15名で定足数に達しており、総会は成立しています。なお番委員、3番井上委員、5番上甲委員、18番沖野委員から欠席の旨、14番河野委員から遅延の通告がありましたので報告いたします。
議長	次に、日程第1、「議事録署名委員の指名について」議長から指名させていただくことに、ご異議ありませんか。
議長	異議なしと認めます。
議長	それでは、16番清家委員、17番五藤委員のお二人をお願いします。
議長	次に、日程第2、「会期の決定について」を議題といたします。
議長	会期は、本日1日間と致したいと思います。これにご異議ありませんか。
議長	異議なしと認めます。
議長	よって、会期は、本日1日間と決定しました。
議長	次に、日程第3、報告第21号「農地等の賃貸借権及び使用貸借権の合意解約について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
主査	報告第21号「農地等の賃貸借権及び使用貸借権の合意解約について」ご報告いたします。議案書の2ページから3ページをご覧ください。今月の合意解約は、農業経営基盤強化促進法に基づく、賃貸借権の解約が5件、使用貸借権の解約が2件の合計7件となっています。以上で「農地等の賃貸借権及び使用貸借権の合意解約について」報告を終わります。
議長	次に、日程第4、報告第22号「農地法第3条の規定による許可申請の取下げについて」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
主査	報告第22号「農地法第3条の規定による許可申請の取下げについて」ご報告いたします。議案書の3ページをご覧ください。整理番号1番、渡人、 、受人、 、土地の表示、 番、 m ² 、取下げの理由は、申請地が山林化しているため、取下げをするものであります。以上で「農地法第3条の規定による許可申請の取下げについて」報告を終わります。
議長	次に、日程第5、報告第23号「西予農業振興地域整備計画の変更について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
農地係長	報告第23号「西予農業振興地域整備計画の変更について」報告いたします。議案書の3ページから4ページをご覧ください。整理番号1番、申請人、 、土地の表示、 番、 面積 m ² 、変更の理由は周囲が山林であり、鳥獣被害も多く耕作条件の悪い生産性の低い農地であるため、植林し山林として管理したいため、農用地区域から除外したいとのことです。
議長	整理番号2番、申請人、 、土地の表示、 番、 面積 m ² 、変更の理由は申請番号1番と同じです。
議長	整理番号3番、申請人、 、土地の表示、 番、 面積 m ² 、変更の理由は先ほどの申請番号1番、2番と同じです。以上で「西予農業振興地域整備計画の変更について」報告を終わります。
議長	次に、日程第6、議案第23号「農地法第3条の規定による許可申請について」、整理番

主 査	号1番から6番までの6件を議題といたします。事務局の提案説明をお願いします。
議 長	【議案第23号、農地法第3条の規定による許可申請6件について、議案書を朗読し提案説明を行う。】なお、法第3条第2項各号の判断については、別添調査書のとおりです。
7番西森委員	以上で議案の提案説明を終わります。
7番西森委員	ただ今の説明に関連して、地区担当農地利用最適化推進委員の報告を地区担当農業委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。整理番号1番、2番をお願いします。
7番西森委員	受付番号1番の案件につきまして、34番宇都宮が報告いたします。5月20日に西森委員と現地で受人に話を伺いました。受人は5年前から畑を耕作していましたが、渡人から売りたいと話があり、平地で作業性が良いことからこれを機に取得したいということです。取得後においてはすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離等からみても問題がないこと、下限面積も超えていることから許可要件をすべて満たしております。また、申請地は農地として耕作されていることを確認しました。受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地並びに地域営農への影響はないと思います。(西森委員から報告)
7番西森委員	受付番号2番の案件につきまして、34番宇都宮が報告いたします。5月20日に西森委員と現地で受人に話を伺いました。受人は新規就農者で経営規模を拡大したいと思っていたところ、親が耕作している畑の隣接地で売買の話があり、今回の申請となりました。取得後においてはすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離等からみても問題がないこと、下限面積も超えていることから許可要件をすべて満たしております。また、申請地は農地として耕作されていることを確認しました。受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地並びに地域営農への影響はないと思います。(西森委員から報告)
議 長	4番、5番をお願いします。
19番高岡委員	受付番号4番の案件につきまして、29番谷口誠が報告します。受人は空き家に付属した農地を取得したいということであり、取得後はすべての農地を利用することです。現在、遊休農地である申請地は、今後耕作することによって周辺農地、地域営農への影響はありません。(高岡委員から報告)
19番高岡委員	受付番号5番の案件につきまして、29番谷口誠が報告します。受人は空き家に付属した農地を取得したいということであり、取得後はすべての農地を利用することから問題ないと思います。(高岡委員から報告)
議 長	6番をお願いします。
13番橋本委員	受付番号6番の案件について、20番井関が報告します。5月20日に橋本委員と現地確認をしました。受人は経営規模を拡大するために取得したいということであり、取得後においてはすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離等からみても問題がないこと、下限面積も超えていることから許可要件をすべて満たしております。また、申請地は農地として耕作されていることを確認しました。受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地並びに地域営農への影響はないと思います。(橋本委員から報告)
議 長	現地の状況につきましては、地区担当推進委員からの報告がありました。関連がありますので、地区担当農業委員からも報告等お願いいたします。1番、2番をお願いします。
7番西森委員	受付番号1番を7番西森が報告いたします。5月20日に宇都宮委員、受人さんと現地の確認をいたしました。現地の状況、経緯につきましては宇都宮委員から報告のあったとおりです。なお、この園地は にも近く、年間を通して受人が小学生を対象に年数回、みかん講座を開催しており、適正に管理をされております。周辺農地並びに地域営農への影響はないと思われます。
7番西森委員	受付番号2番を7番西森が報告いたします。5月20日に宇都宮委員、受人さんと現地の確認をいたしました。現地の状況、経緯につきましては宇都宮委員から報告のあったとおりです。受人は宇和島市に園地を持っていますが、今回 において耕作者をさが

	<p>していた園地が、父親耕作の園地に隣接していたことにより、今回の申請に至ったもの あります。申請地は農地として耕作されていることを確認いたしました。周辺農地並びに 地域営農への影響はないと思われま。</p>
<p>議 長 19 番高岡委員</p>	<p>4 番、5 番をお願いします。 受付番号 4 番の案件につきまして、19 番高岡が報告します。受人は空き家に付属した 農地を取得したいということでありま。取得後においては、すべての農地を利用する とのこと、労働力、通作距離等からみても問題がないことから許可要件を満たして おりま。</p>
<p>19 番高岡委員</p>	<p>受付番号 5 番の案件につきまして、19 番高岡が報告します。受人は空き家に付属した 農地を取得したいということでありま。取得後においては、すべての農地を利用する とのこと、労働力、通作距離等からみても問題がないことから許可要件を満たして おりま。</p>
<p>議 長 13 番橋本委員</p>	<p>6 番をお願いします。 受付番号 6 番の案件につきまして、13 番橋本が報告します。5 月 20 日に井関委員と現 地確認を行いました。受人は経営規模を拡大するために取得したいということであり ま。機械、労働力、技術、通作距離等からみても問題がありません。申請地は農地 として耕作されていることを確認しま。受人は意欲的に営農に取り組んでおり、 周辺農地並びに地域営農への影響はないと思いま。</p>
<p>議 長 14 番河野委員</p>	<p>3 番について河野委員より推進委員の分も含めて報告をお願いいたしま。 受付番号 3 番の案件につきまして 35 番越智が報告しま。5 月 20 日、河野委員と現 地確認を行いました。受人は経営規模を拡大するために取得したいということであり ま。取得後においては農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離等から みても問題がないことから許可要件をすべて満たしておりま。また、申請地は農地 として耕作されていることを確認しま。受人は意欲的に営農に取り組んでおり、 周辺農地並びに地域営農への影響はないと思いま。(河野委員から報告)</p>
<p>14 番河野委員</p>	<p>3 番を 14 番河野が報告しま。5 月 20 日、現地確認を行いました。この申請は経営 規模を拡大するための申請です。譲受人は隣の農地も耕作しており、周辺農地 並びに地域営農への影響はないものと思いま。</p>
<p>議 長</p>	<p>現地の状況について、農業委員からの報告もありま。それでは、事務局より許可 基準の該当について説明をお願いします。</p>
<p>主 査</p>	<p>その他の要件につきましては、別添調査書 1 ページから 6 ページにあるとおり、農地 法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えま。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。何かご意見や質疑は ございませんか。なお、議事録記載の関係上、発言については議長の発言許可の あと、委員番号、氏名を言って発言をお願いいたしま。</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑はありませんか。質疑がなければ以上で質疑を終結といたしま。お諮り いたしま。日程第 6、議案第 23 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、 整理番号 1 番から 6 番までの 6 件を原案のとおり許可することに賛成する農業委員 の挙手を求めま。</p>
<p>議 長</p>	<p>全員賛成と認めま。</p>
<p>議 長</p>	<p>よって、日程第 6、議案第 23 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、 整理番号 1 番から 6 番までの 6 件を原案のとおり許可することに決定しま。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、日程第 7、議案第 24 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」、 整理番号 1 番を議題といたしま。事務局より提案説明をお願いします。</p>
<p>農地係長</p>	<p>【議案第 24 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請 1 件について、議案書 を朗読し提案説明を行う。】</p>

議 長	続いて、地区担当農業委員から調査結果の報告をお願いします。整理番号1番をお願いします。
10番末光委員	1番を10番末光が報告いたします。5月18日に福井委員と現地確認を行いました。受付番号1番の申請は、空き家となっている建物を解体し隣接した農地を転用し、集合住宅を建築するものでありますが、周囲はコンクリートブロックで施工し、排水は既設水路へ放流することになっており、周辺農業への支障はないものと思われます。
議 長	続きまして、地区担当推進委員の報告を地区担当農業委員をお願いします。
10番末光委員	受付番号1番の案件につきまして、25番福井が報告します。5月18日に末光委員と現地確認を行いました。申請地は空き家になっている建物を解体して、新たに集合住宅を建築したいとのことです。転用によって周辺農地に土砂の流出、その他の災害を発生させるおそれがないことを確認しました。周辺農地や地域営農に支障はないと思います。(末光委員から報告)
議 長	現地の状況につきましては、地区担当農業委員や推進委員から報告がありました。それでは、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局から補足説明があります。
農地係長	農地区分及びその他の要件につきましては、別添意見書7ページにあるとおり、許可要件のすべてを満たすと考えます。
議 長	それでは、これより質疑に移ります。ただ今の事務局の説明や地区担当農業委員、推進委員からの説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。
議 長	質疑もないようですので質疑を終結とし、議案第24号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、整理番号1番を許可相当として、県知事へ意見を付して送付することに賛成する農業委員の挙手を求めます。
議 長	賛成多数と認めます。
議 長	よって、日程第7、議案第24号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、整理番号1番を許可相当として、県知事へ意見を付して送付することに決定しました。
議 長	次に、日程第8、議案第25号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、整理番号1番から5番の5件を議題といたします。事務局より提案説明をお願いします。
農地係長	【議案第25号、農地法第5条第1項の規定による許可申請5件について、議案書を朗読し提案説明を行う。】
議 長	続いて、地区担当農業委員から調査結果の報告をお願いします。整理番号1番からお願いします。1番をお願いします。
12番和家委員	1番を12番和家稔が報告します。5月16日に宇都宮委員と現地確認を行いました。受付番号1番の申請地は、従来残土置場として利用していた。平成30年に父親からの相続により所有していたが、太陽光発電事業者に売却することとなり、違反転用していたことで、県に対して始末書を提出されております。現在は農地として復元すべく小石の除去をして農地として管理をしております。発電事業者は近隣農地の所有者に説明しており、土砂の流出、草刈り等の作業は責任を持って行うとの事であり、周辺農業への支障はないものと思われます。
議 長	2番をお願いします。
14番河野委員	2番の申請を14番河野が報告します。5月20日に現地確認をしました。この申請は自己住宅とバスケットコートと来客用駐車場を作りたいとのことです。周囲は宅地で、周辺農業への支障はないものと思われます。また、敷地内を整地することで土砂の流出を防止、周辺に被害を及ぼさないようにするとのことです。
議 長	3番、4番をお願いします。
19番高岡委員	3番を19番高岡が報告します。5月20日に谷口委員と現地確認を行いました。受付番号3番の申請地は集落内にある農地で、所有者も他集落に居住しているため譲り受け、太陽光発電の資材置き場、運搬車等の駐車場等に利用すること、敷地内を整地すること

	<p>で土砂流出を防止し、周辺に被害を及ぼさないようにするとあり、周辺農業への支障はないものと思われます。</p>
19 番高岡委員	<p>4 番を 19 番高岡が報告します。5 月 20 日に谷口委員と現地確認を行いました。4 番の申請は 4 月の定例総会で保留となった案件で、今回は 区長、隣接所有者とも協議を行い、同意を得ているとのこと、敷地内を整地するとの事で土砂の流出を防止し、周辺に被害を及ぼさないようにするとのことであり、致し方なく支障はないと思われます。</p>
議 長	<p>5 番をお願いします。</p>
13 番橋本委員	<p>5 番を 13 番橋本が報告します。5 月 20 日に井関委員と現地確認を行いました。申請人は現在、隣接地に居住していますが、駐車場として利用したいとのこと。申請地は国道に面しており、周辺に農地は無く農業への支障はないものと思われます。また、始末書も提出されております。</p>
議 長	<p>続きまして、地区担当推進委員の報告を地区担当農業委員をお願いします。</p>
議 長	<p>1 番をお願いします。</p>
12 番和家委員	<p>1 番について 28 番宇都宮が報告いたします。5 月 16 日和家人委員と現地確認いたしました。周りが土羽とのことで、土砂の流出の災害を心配しています。現地確認では問題ないのではないかとされておりました。(和家委員から報告)</p>
議 長	<p>2 番をお願いします。</p>
14 番河野委員	<p>2 番の案件を 35 番越智が報告します。5 月 20 日に河野委員と現地確認を行いました。受付番号 2 番の申請は、申請人が現在借家住まいで手狭になったため、個人住宅を建築されるものでありますが、申請地は宅地に囲まれており、隣接農地への支障はないものと思われます。(河野委員から報告)</p>
議 長	<p>3 番、4 番をお願いします。</p>
19 番高岡委員	<p>3 番を 29 番谷口誠が報告します。5 月 20 日に高岡委員と現地確認を行いました。受付番号 3 番の申請は、申請人が資材置き場と駐車場として利用するためですが、申請地には土砂の流出を防ぐようにし、周辺農地に被害を及ぼさないようにするとのことで、地域農地への影響はないと思われます。(高岡委員から報告)</p>
19 番高岡委員	<p>4 番を 29 番谷口誠が報告します。5 月 20 日に高岡委員と現地確認を行いました。受付番号 4 番の申請は、前回保留となった案件です。今回地元区長より地区の同意を得ております。周辺にはすでに太陽光パネルが設置しており、周辺農業への支障はないものと思われます。(高岡委員から報告)</p>
議 長	<p>5 番をお願いします。</p>
13 番橋本委員	<p>5 番を 20 番井関が報告します。5 月 20 日に橋本委員と現地確認を行いました。申請人は現在、隣接地に居住していますが、駐車場がないため申請地を譲り受け利用したいとのこと。申請地は現在耕作されていませんが、始末書が出されていますし、国道と住宅地ということで、周辺農業への支障はないものと思います。(橋本委員報告)</p>
議 長	<p>現地の状況につきましては、地区担当農業委員や推進委員から報告がありました。それでは、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局から補足説明があります。</p>
農地係長	<p>農地区分及びその他の要件につきましては、別添意見書 8 ページから 12 ページにあるとおり、許可要件のすべてを満たすと考えます。</p>
議 長	<p>それでは、これより質疑に移ります。ただ今の事務局の説明や地区担当農業委員、推進委員からの説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>質疑もないようですので質疑を終結とし、議案第 25 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」整理番号 1 番から 5 番までの 5 件を許可相当として、県知事へ意見を付して送付することに賛成する農業委員の挙手を求めます。</p>
議 長	<p>賛成多数と認めます。</p>
議 長	<p>よって、日程第 8、議案第 25 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」</p>

議長	<p>整理番号1番から5番までの5件を許可相当として、県知事へ意見を付して送付することに決定しました。</p>
農地係長	<p>次に、日程第9、議案第26号「農地転用事業計画変更による承認申請について」を議題といたします。事務局より提案説明をお願いします。</p> <p>議案第26号「農地転用事業計画変更による承認申請について」説明申し上げます。議案書の7ページをご覧ください。当初計画者、 、 、代表取締役、 、土地の表示、 番、他筆、合計、 ㎡で当初自社にて建物及び資材置場として利用するよう計画していましたが、今回、 に貸与することになったため、事業計画を変更したいということで、事業計画変更の承認申請が提出されたものであります。</p>
議長	<p>が土地の造成建物等を建設してから、それを に貸与するものであります。今後の事業としては の申請で間違いありません。</p>
8番上杉委員	<p>事務局の説明が終わりましたので、続いて、地区担当農業委員から調査結果の報告をお願いします。整理番号1番をお願いします。</p>
議長	<p>受付番号1番の案件について8番上杉が報告します。5月24日に松本委員と現地確認を行いました。受付番号1番の申請は、当初の計画では が資材置き場を建設するというものですが、 が利用しています。建物の配置に変更はありませんが、施工方法等に変更がないため、周辺農業への支障はないものと思われま</p>
8番上杉委員	<p>続きます。地区担当推進委員の報告を地区担当農業委員をお願いします。</p>
議長	<p>受付番号1番の案件につきまして38番松本薫が報告いたします。5月24日に現地確認をいたしています。受付番号1番の申請は、当初の計画では が建設及び資材置き場として利用計画していましたが、 に貸与することになったため、変更申請を行うものです。建物の配置には変更がありますが、施工方法等には変更はないため、周辺農業への支障はないものと思われま</p>
議長	<p>それでは、これより質疑に移ります。ただ今の事務局の説明や地区担当農業委員、推進委員からの説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
議長	<p>質疑もないようようですので質疑を終結といたします。日程第9、議案第26号「農地転用事業計画変更による承認申請について」整理番号1番を許可相当として、県知事へ意見を付して送付することに賛成する農業委員の挙手を求めます。</p>
議長	<p>全員賛成と認めます。</p>
議長	<p>よって、日程第9、議案第26号「農地転用事業計画変更による承認申請について」整理番号1番を許可相当として、県知事へ意見を付して送付することに決定しました。</p>
議長	<p>次に、日程第10、議案第27号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局より提案説明をお願いします。</p>
次長	<p>今月の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による案件は、57件でございます。議案書の8ページから12ページをご覧ください。西予市長より令和2年5月12日付けで農用地利用集積計画の決定を求められています。利用権の再設定の計画が26件、新規の利用権設定の計画が28件です。利用権の設定をする者が51名、利用権の設定を受ける者が35名、うち認定農業者が18名でございます。利用権設定の面積は107,202㎡、筆数が87筆です。</p>
議長	<p>所有権の移転をする者は、整理番号1番、 、 、所有権の移転を受ける者は、 、 、年齢 歳、経営面積は、 ㎡で、認定農業者です。所有権を移転する面積は、 ㎡、筆数は 筆です。所有権移転の時期は令和 年 月 日、対価は、 円となっております。整理番号2番、所有権の移転をする者は、 、 、所有権の移転を受ける者は、 、 、年齢 歳、経営面積は、 ㎡で、認定農業者です。所有権</p>

	<p>を移転する面積は , m²、筆数は 筆です。所有権移転の時期は令和 年 月 日、対価は , 円となっております。整理番号 3 番、所有権の移転をする者は、 、所有権の移転を受ける者は、 、 、</p> <p>経営面積は , m²で、認定農業者です。所有権を移転する面積は , m²、筆数は 筆です。所有権移転の時期は令和 年 月 日、対価は , 円となっております。</p> <p>利用権設定及び所有権の移転をするものが合計で 53 名、利用権設定及び所有権の移転を受ける者が合計で 38 名、うち認定農業者が 21 名、面積が 117,800 m²で筆数が 102 筆です。</p> <p>以上の計画内容は、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で提案説明を終わります。</p>
議 長	<p>事務局の提案説明が終わりましたので、これより質疑に移ります。質疑はございませんか。</p>
議 長	<p>質疑もないようですので質疑を終結といたします。日程第 10、議案第 27 号「農用地利用集積計画の決定について」、利用権設定及び所有権移転の 57 件を原案のとおり、決定することに賛成する農業委員の挙手を求めます。</p>
議 長	<p>全員賛成と認めます。</p>
議 長	<p>よって、日程第 10、議案第 27 号「農用地利用集積計画の決定について」、利用権設定及び所有権移転の 57 件は原案のとおり決定しました。</p>
議 長	<p>次に、日程第 11、議案第 28 号「農用地利用配分計画（案）について」を議題といたします。事務局より提案説明をお願いします。</p>
主 査	<p>議案第 28 号「農用地利用配分計画（案）について」説明申し上げます。議案書 13 ページから 14 ページをご覧ください。西予市長より令和 2 年 5 月 12 日付で農用地利用配分計画（案）を作成するにあたり、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき意見を求められています。これは、農地集約を行うため農地中間管理事業を活用するものです。まず貸し手と農地中間管理機構である「えひめ農林漁業振興機構」が利用権設定を行います。その後、「えひめ農林漁業振興機構」と借り手が「農用地利用配分計画」に基づき、貸し借りをを行うものです。以上で提案説明を終わります。</p>
議 長	<p>事務局の提案説明が終わりましたので、これより質疑に移ります。質疑はございませんか。</p>
議 長	<p>質疑もないようですので質疑を終結といたします。日程第 11、議案第 28 号「農用地利用配分計画（案）について」異議なしとして回答することに賛成する農業委員の挙手を求めます。</p>
議 長	<p>全員賛成と認めます。</p>
議 長	<p>よって、日程第 11、議案第 28 号「農用地利用配分計画（案）について」異議なしと回答いたします。</p>
議 長	<p>次に、日程第 12、議案第 29 号「農地移動適正化あっせん委員の指名について」を議題といたします。事務局より提案説明をお願いします。</p>
主 査	<p>議案第 29 号「農地移動適正化あっせん委員の指名について」説明申し上げます。議案書の 14 ページをご覧ください。整理番号 91 番、申請人、 、土地の表示、 番他 筆、面積合計 m²、申し出の理由は、農地を相続する予定だが、農業を営んでいないため耕作できないためとのことです。</p> <p>整理番号 92 番、申請人、 、土地の表示、 番他 筆、面積合計 , m²、申し出の理由は、高齢により耕作できなくなったため、価格は応相談にて売買したいためとのことです。今回 2 件、 筆のあっせん申し出となっています。</p>

	<p>農地移動適正化あっせん基準第 11 条の規定によりまして、農地利用最適化推進委員から 1 名以上を指名することになっておりますので、整理番号 91 番は案としまして「24 番西本定義委員」、整理番号 92 番は案としまして「28 番宇都宮文隆委員」をあっせん委員として記載しております。以上で「農地移動適正化あっせん委員の指名について」の提案説明を終わります。</p>
議 長	<p>事務局の提案説明が終わりましたので、これより質疑に移ります。質疑はございませんか。</p>
議 長	<p>それでは、以上で質疑を終結とし議案書に記載しております整理番号 91 番は「24 番西本定義委員」、整理番号 92 番は「28 番宇都宮文隆委員」をあっせん委員として指名いたします。</p>
議 長	<p>次に、日程第 13、議案第 30 号「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について」及び日程第 14、議案第 31 号「令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について」を関連がありますので、一括上程といたします。事務局より提案説明をお願いします。</p>
農地係長	<p>【議案第 30 号「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について」及び議案第 31 号「令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について」関連がありますので、一括して説明を行う。】</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に移ります。質疑はございませんか。</p>
議 長	<p>質疑もないようですので質疑を終結といたします。日程第 13、議案第 30 号「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について」及び日程第 14、議案第 31 号「令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について」原案のとおり、決定することに賛成する農業委員の挙手を求めます。</p>
議 長	<p>全員賛成と認めます。</p>
議 長	<p>よって、日程第 13、議案第 30 号「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について」及び日程第 14、議案第 31 号「令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について」は原案のとおり決定しました。</p>
議 長	<p>以上をもちまして本日の定例総会を終了といたします。</p>
	<p>5 月定例総会は午後 2 時 30 分閉会した。</p>